

# 入院のご案内

## 福島県立医科大学会津医療センター附属病院基本理念

高度な先進医療の研究・開発に取り組み、人間性豊かな優れた医療人の育成に努め、患者さんに安全で質の高い医療を提供し、新しい地域医療の創造に貢献します。

## 目 標

私たちは、基本理念を実現するために、次のことを目指します。

- 1 命と人権とプライバシーを尊び、高い倫理観のもと、患者さん中心の心温まる医療を提供します。
- 2 患者さん一人ひとりのニーズにこたえ、安心できる最高水準の医療、先進医療を提供します。
- 3 人々の命と未来を支える誠実かつ優秀な医療人を育成します。
- 4 地域の医療・研究・産業の力を統合し、新しい医学・医療を創造します。
- 5 日々進歩する医学・医療について、県内、全国、そして世界へ情報を発信します。

さんの入院日は

年 月 日 ( ) です。

入退院窓口(4番)へ 時にご来院ください。

**福島県立医科大学会津医療センター附属病院**

〒969-3492 福島県会津若松市河東町谷沢字前田 21 番地2  
TEL (0242) 75-2100 FAX (0242) 75-3407

## 患者さんの権利とお願い

会津医療センターは福島県立医科大学の一部門であり、診療とともに教育、研究を行う機関としての役割を担っております。

会津医療センターの附属病院である当院は、患者さんの尊厳を尊重するとともに、患者さんに安全で質の高い医療を提供するため、「患者さんの権利とお願い」を定めています。

### ●患者さんの権利

1. 患者さんは、良質で安全な医療を公平に受ける権利があります。
2. 患者さんは、病気のことや治療について、理解しやすい言葉や方法で十分な説明を受ける権利があります。
3. 患者さんは、自分の意思で検査や治療方法を選択し、望まない医療を拒否する権利があります。
4. 患者さんは、自分が受けている診療内容について、患者さんと主治医の間で最善の治療かどうかを相談し判断するために、別の医師の意見を求める権利があります。
5. 患者さんは、自らの個人情報とプライバシーを守る権利があります。また、自分が受けている医療を知るために、診療記録の開示を求める権利があります。
6. 当院は、教育機関としての使命を担っています。

患者さんには、教育・研究に関しては十分な説明を受けたうえで、自ら参加を決定または拒否する権利があります。

### ●患者さんへのお願い

1. 良質で安全な医療を受けられるように、ご自身の健康に関する情報をできるだけ正確にお話してください。
2. 理解できない医療内容は、ご自身が納得できるまでお尋ねください。
3. ルールとマナーをお守りいただき、他のすべての患者さんが快適な環境で医療を受けられるよう、ご配慮ください。
4. 患者さんが継続性のある適切な医療を受けられるよう、地域医療機関との機能分担や連携の推進を図りますので、ご理解とご協力をお願いします。
5. 当院は、教育機関としての使命を担っています。医療人の育成にご協力とご理解をお願いします。

## 個人情報保護方針

当センターでは、患者さんに安心して医療を受けていただくために、安全な医療をご提供するとともに、患者さんの個人情報の取り扱いについても福島県個人情報保護条例など関係法令を遵守し、適正に取り扱っております。

また、当センターでは、取得した患者さんの個人情報を含む記録を、下記の目的に利用させていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1 当センター及び福島県立医科大学での利用

- ・患者さんがお受けになる医療サービス
- ・医療保険事務
- ・当該患者さんに関する管理運営業務（入院退院等の病棟管理、会計、経理、医療事故等の報告、医療サービスの向上）
- ・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・医学系教育
- ・症例に基づく研究
- ・外部監査機関への情報提供

### 照会への回答

- ・患者さんの診療等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ご家族への病状説明
- ・電話・窓口における入院患者さんの病室案内
- ・病室内における入院患者さんの氏名表示
- ・医療保険事務（保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出）
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等
- ・事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等へのその結果通知
- ・医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

### 2 他の事業者等への情報提供

- ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との医療サービス等に関する連携
- ・他の医療機関等からの医療サービスに関する

上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出てください。お申し出が無いものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

疑問などがございましたら、担当窓口、事務局総務課総務係

電話：0242-75-2100（内線1230）にお問い合わせください。

# ～入院の前に必ずお読みください～

## 入院の準備

次のものをご用意ください。

1. 診察券、健康保険証、入院誓約書、健康保険高齢受給者証（70～74歳の方）、後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の方）、各種公費負担制度（重度心身障がい者、ひとり親家庭、指定難病等）の医療費受給者証（お持ちの方のみ）
2. 限度額適用認定証、標準負担額減額認定証（※1）（8～9ページに詳しい説明があります。）  
（※1）限度額認定証は70歳未満の方が対象で、提示すれば窓口でのお支払額が少なくなる場合があります。  
また、標準負担額減額認定証を提示すれば、食事療養負担金のお支払額が少なくなる場合があります。  
発行及びお問合せについては、保険証の発行機関へお問合せください。
3. 洗面用具：洗面器、歯ブラシ、コップ、石けん、ひげそり、くし、シャンプー、バスタオル、タオル等
4. 衣類：上着、パジャマ、下着類など
5. 日用品等：ティッシュペーパー、ゴミ入れ、イヤホン（テレビ視聴用）など
6. 履き物：転倒を防ぐために、かかとを覆うタイプの履きやすいシューズまたは転倒予防シューズ（1階コンビニに有り）をご用意ください。
7. お薬：現在服用しているお薬、その他普段服用しているお薬、お薬手帳（お持ちの方のみ）  
その他に必要なお薬は全て当院で処方しますので、入院中は他院からお薬をもらわないでください。
8. その他：医師や看護師から指示のあったものを持参してください。
9. 入退院時間について：医師からの指示がない場合、午後入院、午前退院に御協力ください。



日用品等、入院に必要なものは1階コンビニエンスストアでも販売しています。

入院セットのレンタルサービスもありますので、  
詳しくは1階「入院セット貸出窓口」へお尋ねください。

※入院までに病状などに変化が起こった場合には、担当診療科へ連絡してください。

## 入院当日の手続きについて

1. 入院セットのレンタルの手続きは、入院受付前にすませてください。
2. 入院当日は、指定された時間に来院され、入退院窓口（4番窓口）で職員にお申し出ください。
3. 入院誓約書、診察券、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証等、各種公費負担制度（重度心身障がい者、ひとり親家庭、指定難病等）の医療費受給者証（お持ちの方のみ）を提示して確認を受けてください。
4. 手続きが終わりましたら、病棟の職員が病棟にご案内します。

## 入院中の生活

1. 盗難防止のため、現金や貴重品は床頭台に備え付けてある金庫に、必ず鍵を掛けて保管願います。  
また、当院会計窓口にてクレジットカードもご利用になれます。現金や私物の持達は、必要最小限でお願いします。なお、1階医療情報ラウンジとなりのATM（現金自動預払機）がご利用できます（東邦銀行）。
2. 寝具類（布団、シーツ、枕、枕カバー）は、病院で用意いたします。
3. 病室内のコンセントを使用する電気器具を持ち込む場合には、パソコン（病室にLANコンセントはありません。インターネットを使用されたい場合はご自分でモバイルwi-fiルーター等をご用意ください。）、携帯電話、電気毛布までとしてください。また、床頭台のテレビと冷蔵庫の利用には、有料個室以外はテレビカードが必要です。各階ダイルールの自動販売機をご利用ください。カード残金につきましては、退院時に1階薬局窓口向かいの「精算機」にてご精算ください。

テレビの使用時間は原則午前6時～午後9時となります。個室以外では同室の方の迷惑になりますのでイヤホンのご使用をお願いします。イヤホンはコンビニでも販売しております。

有料個室についてはご使用時にご説明いたします。

4. テレビの持ち込みはご遠慮下さい。
5. 自家用車で入院はご遠慮ください。やむを得ない場合は、担当の看護師にご相談ください。
6. 事情により、付き添いを希望される場合は、看護師にご相談ください。
7. 病室では、安静を保ち、他の患者さんの治療の妨げにならないようお過ごし願います。
8. 病院食以外の飲食、指示以外の薬の服用は、担当医師、看護師にご相談願います。
9. お食事は、午前8時、正午、午後6時になります。
10. 携帯電話は、各病棟のデイルームで利用できます。(院内ではマナーモードにしてください)  
なお、公衆電話は4階南スタッフステーション前と1階医療情報ラウンジとనికిごさいます。
11. 病院敷地内(駐車場も含め)は、全面禁煙です。アルコール類も禁止です。
12. 地震、火災など非常時の際は、医師・看護師など病院職員が安全な場所へ誘導しますので落ち着いて行動してください。集合場所は病院東側駐車場です。(感染症病棟の患者さんは病院西側駐車場)
13. コインランドリーもごさいますのでご利用ください。使用時間は午前7時～午後8時です。テレビカードでもご利用になれます。
14. ゴミの分別にご協力ください。



## 入院中のお願い

1. 治療や処置などについては、担当医師、看護師から説明をお聞きになり、納得されたうえでお受けください。ご不明な点があれば、医師あるいは看護師に遠慮なくご相談ください。
2. 安全管理のため、患者さんのお名前やID番号を表示したリストバンド(手首に巻くバンド)の着用をお願いしております。
3. ご本人確認のため、注射、検査、輸血など医療行為の場面で、リストバンドやお名前をフルネームで名乗っていただき確認をしておりますので、ご協力をお願いします。
4. 入院中は、不慣れな環境や症状の変化により、思いがけず転んでしまうことがあります。お一人で動くのが難しいとき、不安なときは、遠慮なく看護師をお呼びください。
5. 入院中は、医師及び看護師の指示をお守りください。他の患者さんに迷惑をかけたり、病院の秩序を乱す行為があった場合は、退院していただくことがあります。(飲酒、喫煙、暴力行為、無断外泊等)
6. 他人に危害を与えるおそれのある危険物の持ち込みはしないでください。
7. 外出、外泊は、あらかじめ医師の許可が必要です。許可が出ましたら、必ず許可申請書を担当の看護師に提出し、許可証の交付を受けてください。無断で、病院を離れること(敷地から出ることも含みます)は決してしないでください。
8. 転倒転落防止のためのパンフレットを入院時に配布しておりますので、必ずお読みいただき安全な療養生活を送ってください。

## 看護師特定行為について

平成27年10月、保健師助産師看護師法の一部が改正され、手順書による特定行為を行う看護師に対して、「特定行為研修」の受講が義務付けられました。それにより医師が行っていた一部の医行為を受講した看護師が行えるようになりました。

当院においても、「特定行為研修」を終了した看護師がいます。特定行為看護師は、医師の指示のもとに特定行為を実施いたします。実施の際には、患者さんやそのご家族の方に、説明し同意を得てからとなります。

※特定行為に関する詳しい内容につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

## 病室の移動

病状により病室や病棟の移動をお願いする場合があります。

また、夜間に移動をお願いする場合があります。

御理解と御協力をお願いいたします。





## 面 会

1. 面会時間は次のとおりです。 **全日 午前9時 ~ 午後8時**（面会時間内は正面玄関が開いております。）
2. 休日は正面玄関奥に面会受付を設置いたしますので、面会簿に必要事項を記入し、面会札を身に付けてお入りください。
3. 午後8時以降は、防犯対策のため正面玄関を施錠いたします。ご用の方は時間外出入り口（救急受付近く）をご利用ください。防災センター受付で面会簿に必要事項を記入し、面会札を身に付けてお入りください。
4. 面会の方は、必ず病棟のスタッフステーションにお申し出ください。患者さんの診察、処置、症状等によっては面会できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
5. 面会は、デイルームをご利用の上、他の患者さんの治療の妨げにならないようご配慮願います。
6. 感染の予防上、お子さんの面会、また、咳などの呼吸器症状のある方は面会をご遠慮ください。
7. 病室を入退室される際は、感染予防のため各病室に設置してある手指消毒剤で手の消毒を行ってください。また、**必要時マスク着用**をお願いします。
8. 面会の方の病院内での飲食はレストランやカフェ、デイルームをご利用ください。
9. 病院敷地内（駐車場も含め）は、全面禁煙です。アルコール類も禁止です。

## 退院後の外来診療予約について

退院後の外来診療予約については、病棟の医師または看護師にご相談ください。

## セカンドオピニオンについて

当院での診療内容について、セカンドオピニオン（診療内容について、第三者の立場で他の医師に意見を求める制度です。）をご希望される場合は、5番窓口（地域医療連携）にお気軽にご相談ください。

## 退院に向けた支援と「かかりつけ医」等への紹介について

当院は、地域の医療を担う専門的な病院として、手術や専門的な治療が必要な患者さんを中心に医療を行っております。このため、症状が安定した方はすみやかな退院をお願いしております。

症状が落ち着きましたら、紹介元のクリニックやお近くの「かかりつけ医」などに紹介させていただきます。常日頃の健康管理は「かかりつけ医」などお近くのクリニックで診ていただき、定期的な検査や症状増悪時の対応を当院でいたします。

また、早期に在宅での生活がとりもどせるよう、入院時から患者支援センター（看護師、医療ソーシャル・ワーカー）が関わり、退院に向けたお手伝いをさせていただいておりますので、病棟の看護師を通じてお気軽にお問い合わせください。

心配なこと、困りごとは、ご遠慮なく担当の看護師にご相談ください。

担当医師へのご相談につきましては、お急ぎの場合を除き担当の看護師をとおして日時等の調整をさせていただきます。

また、栄養に関するご相談は、管理栄養士がお受けいたします。

なお、医療ソーシャルワーカーが、患者支援センターにおりますので、お気軽にご相談ください。相談内容については、秘密を厳守いたします。

患者さんやご家族が、安心して治療を受けることができ、1日でも早く退院できますよう医療と社会福祉の立場からお手伝いさせていただきます。

# お会計について



- **請求内容** 入院費用は、健康保険法で定められた計算方式で計算し、ご加入の保険で定められている割合の自己負担額をお支払いいただきます。

## <入院費用>

特別室料金
+
食事療養費（1食 460円）
入院料＋診療費用 （検査料、投薬料、 注射代、処置代等）

→ 個室等の特別室を使用される方

→ 「標準負担額減額認定証」を発行された方は提示すれば減額される場合もあります。

→ 当院は、包括評価算定方式（DPC）により入院料を算定しております。包括評価算定方式では、疾患や診療内容から診断群分類を決定し、厚生労働省が定めた1日当たりの定額医療費を基に入院料を計算します。複数月にわたり入院される場合、病状の経過、診療内容等により、診断群分類が途中で変更となる場合があります。その際は、入院初日に遡って点数を再計算し、差額を調整させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

※ 入院費用の概算をお知りになりたい場合は、病棟スタッフへお申出ください。

## <特別室料金>

- ※ 特別室 A（個室）1日 19,800円（浴室、トイレ、テレビ（無料）、冷蔵庫（無料）、電話、電子レンジ他）  
特別室 B（個室）1日 6,600円（トイレ、テレビ（無料）、冷蔵庫（無料））

## <文書料>

- ※ 診断書のお申込みは、1階入退院窓口で承っております。入院の診断書の場合、入院中に作成することはできませんので、退院時または退院後にお申込みください。なお、発行には2週間ほどお時間を頂いておりますのであらかじめご了承ください。
- ※ 提出先（生命保険会社など）によって診断書の用紙が指定されている場合は、事前にお取り寄せいただき、申込時に添付してください。なお、複数の診療科を受診している場合は、原則として各診療科ごとの発行となりますので、診療科分の枚数をご用意ください。  
（主な文書料） 普通診断書：2,350円      年金、保険金等の請求のための診断書：6,750円

- **請求時期** 月ごとに、翌月の10日頃に請求書をお届けしますので、納期限内に会計窓口でお支払ください。  
**なお、退院される場合は、退院日までの分の請求金額となりますので、会計窓口（3番）にて請求書を受け取り、お支払いを済ませて退院してください。**

※ 退院時の請求については、計算ができましたら担当の看護職員よりご連絡いたします。

会計窓口にてお支払いください。

また、土・日・祝日に退院される場合は後日ご連絡いたしますので、ご来院の上お支払い願います。

- ※ 郵送を希望される場合は、事前に入退院窓口へお申し出ください。最寄の銀行、信用金庫、信用組合等から、病院口座へお振込みいただくこともできますが、払い込み手数料がかかりますのでご了承ください。

- **支払窓口** 当院会計窓口（1階） 平日の午前8:30～午後5:00  
現金およびクレジットカード・電子マネーでお支払いできます。

当院で取り扱いできる  
クレジットカード



AMERICAN EXPRESS



当院で取り扱いできる  
電子マネー



- **その他** 医療費や各種医療制度について、ご不明な点やお困りの点があれば患者支援センターまたは医事課へお気軽にご相談ください。

## 70 歳未満の患者さんへ

**「限度額適用認定証」** を病院窓口に提示することで  
**入院時の医療費の窓口負担額が軽減**されます。

(医療費の窓口負担額が、所得区分に応じた自己負担限度額となります。)

### < 交付の手続きは？ >

入院が決まりましたら、お早めに交付の手続きをしてください。

加入されている健康保険によって交付の手続きが異なります。

#### ○国民健康保険に加入の方

→お住まいの市役所、町村役場の国保担当窓口で手続きしてください。

#### ○協会けんぽに加入の方

→協会けんぽの支部に郵送等で手続きしてください。なお、申請書を用意しておりますので窓口にお申し出ください。(支部名は、保険証に記載されています。)

(福島支部の場合でも手続きしてから交付まで 10 日程度かかりますので、早目に手続きしてください)

#### ○健康保険組合などに加入の方

→それぞれの健康保険組合にお問い合わせください。

#### ○共済組合に加入の方

→お勤め先の福利厚生担当の方にご相談ください。

### < 交付された「限度額適用認定証」は？ >

入院される際には、保険証とあわせて限度額適用認定証を入退院窓口にご提示願います。

**【注意】** 限度額適用認定証の提示がない場合には、従来どおり窓口負担は 3 割となります。

限度額適用認定証は、原則として手続きした月の 1 日まで遡って適用になりますが、前月分は適用になりません。

## 70 歳以上の患者さんへ

年齢によって、ご提示いただく保険証が異なります。

#### ○70 歳から 74 歳の方

→保険証と**高齢受給者証**を窓口にご提示願います。

#### ○75 歳以上の方

→**後期高齢者医療被保険者証**を窓口にご提示願います。

※ **所得区分が「住民税非課税」に該当する方**は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付の手続きを行い窓口で提示することで、窓口負担が軽減されます。交付の手続きは上記 70 歳未満の患者さんの場合と同じです。「住民税非課税」に該当するかどうかは、加入している保険者にお問い合わせ下さい。

## ●高額療養費の基本的なしくみ

1. 負担額が自己負担限度額を超えたときは、高額療養費の対象となります。

注 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（69歳以下の場合は2万1千円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

2. 世帯で負担を合算して限度額を超える場合には払い戻しされます。

（世帯合算が出来るのは、同じ公的医療保険に加入している場合に限りです。）

3. 1年で4ヶ月以上該当したときは、自己負担限度額が軽減されます。（多数該当）

4. 自己負担限度額は年齢と所得区分で設定されます。

## ●年齢・所得区分ごとの自己負担限度額（高額療養費算定基準額）

### 1. 70歳以上の自己負担限度額

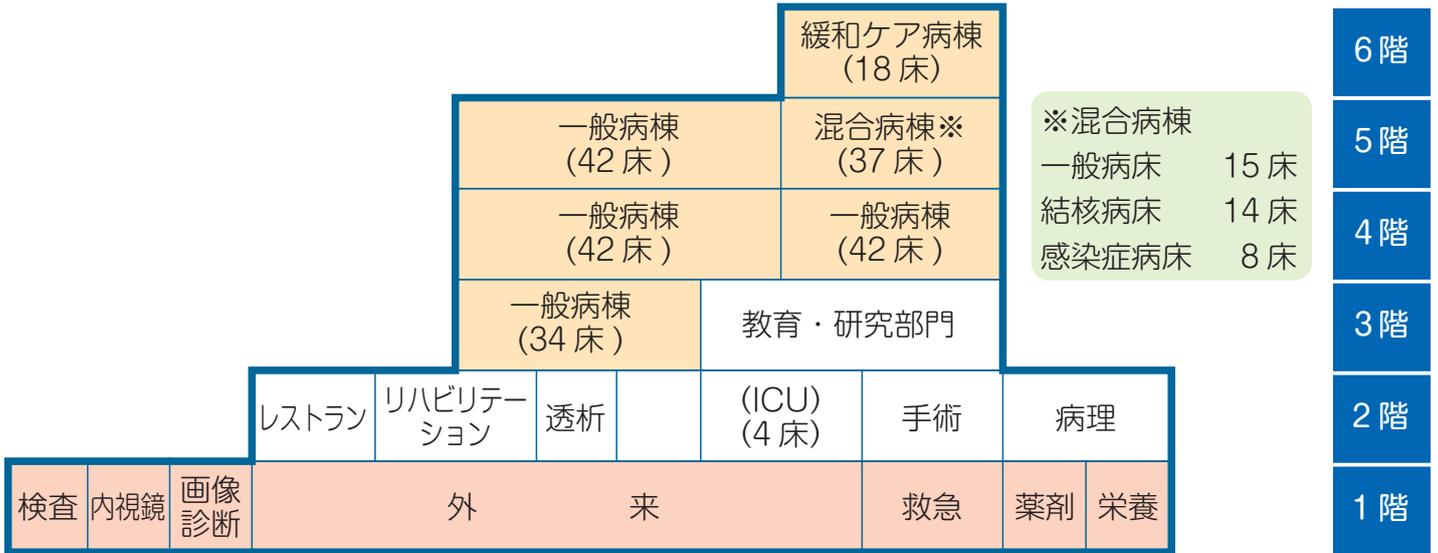
適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）		多数回該当
		外来（個人ごと）		
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上／課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費－842,000円) × 1%		140,100円
	年収約770万円～約1,160万円 標報53万円以上／課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費－558,000円) × 1%		93,000円
	年収約370万円～約770万円 標報28万円以上／課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費－267,000円) × 1%		44,400円
一般	年収156万円～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 〔年間上限〕 〔144,000円〕	57,600円	
非住民 課税等 税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	—
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	

※「標報」は「標準報酬月額」のことです。

### 2. 69歳以下の自己負担限度額

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）	多数回該当
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費－842,000円) × 1%	140,100円
イ	年収約770万円～約1,160万円 健保：標報53万円～79万円 国保：旧ただし書き所得600万円～901万円	167,400円 + (医療費－558,000円) × 1%	93,000円
ウ	年収約370万円～約770万円 健保：標報28万円～50万円 国保：旧ただし書き所得210万円～600万円	80,100円 + (医療費－267,000円) × 1%	44,400円
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

## 病院案内



### ●特別室

	1日の料金	部 屋 番 号
特別室 A (個室)	19,800 円	432, 532
特別室 B (個室)	6,600 円	325, 326, 327, 425, 426, 427, 428, 430, 431, 475, 476, 477, 525, 526, 527, 528, 530, 531, 601, 602, 603, 605, 621, 622, 623

●病床数 226 床

### ●診療科

総合内科／漢方内科／漢方外科／循環器内科／血液内科／消化器内科／糖尿病・内分泌代謝・腎臓内科／感染症・呼吸器内科／神経内科／心身医療科／外科／呼吸器外科／小腸・大腸内科／大腸肛門外科／整形外科・脊椎外科／眼科／皮膚科／泌尿器科／耳鼻咽喉科／放射線科／麻酔科／病理診断科／歯科／リハビリテーション科／緩和ケア科／心臓血管外科

●外来受付時間 午前8時～12時（診療科によって受付時間は異なりますので、詳しくは職員にお尋ねください。）

●診療開始時間 午前9時

令和3年1月作成

